

「(仮称)まちだユニバーサル社会推進計画 (第4次町田市福祉のまちづくり推進計画)」策定の方向性(案)について

1 ユニバ計画の基本的考え方

(1) 計画策定の背景と目的

福祉のまちづくりとは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者、障がい者等をはじめとする全ての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境の整備を目指すものです。

町田市では、1974年、全国に先駆けて施行した「町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱」や、1993年に市で独自制定した「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、2012年に「第1次町田市福祉のまちづくり推進計画」、2017年に「第2次町田市福祉のまちづくり推進計画」を策定し、福祉のまちづくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

2022年には、国の「ユニバーサル社会実現推進法」が掲げる、障がいの有無や年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する社会＝「ユニバーサル社会」を実現するため、「まちだユニバーサル社会推進計画」と計画名を改め、ハード面としての市内施設・都市基盤のバリアフリーとソフト面としての心と情報のバリアフリーを相互に進めてきました。

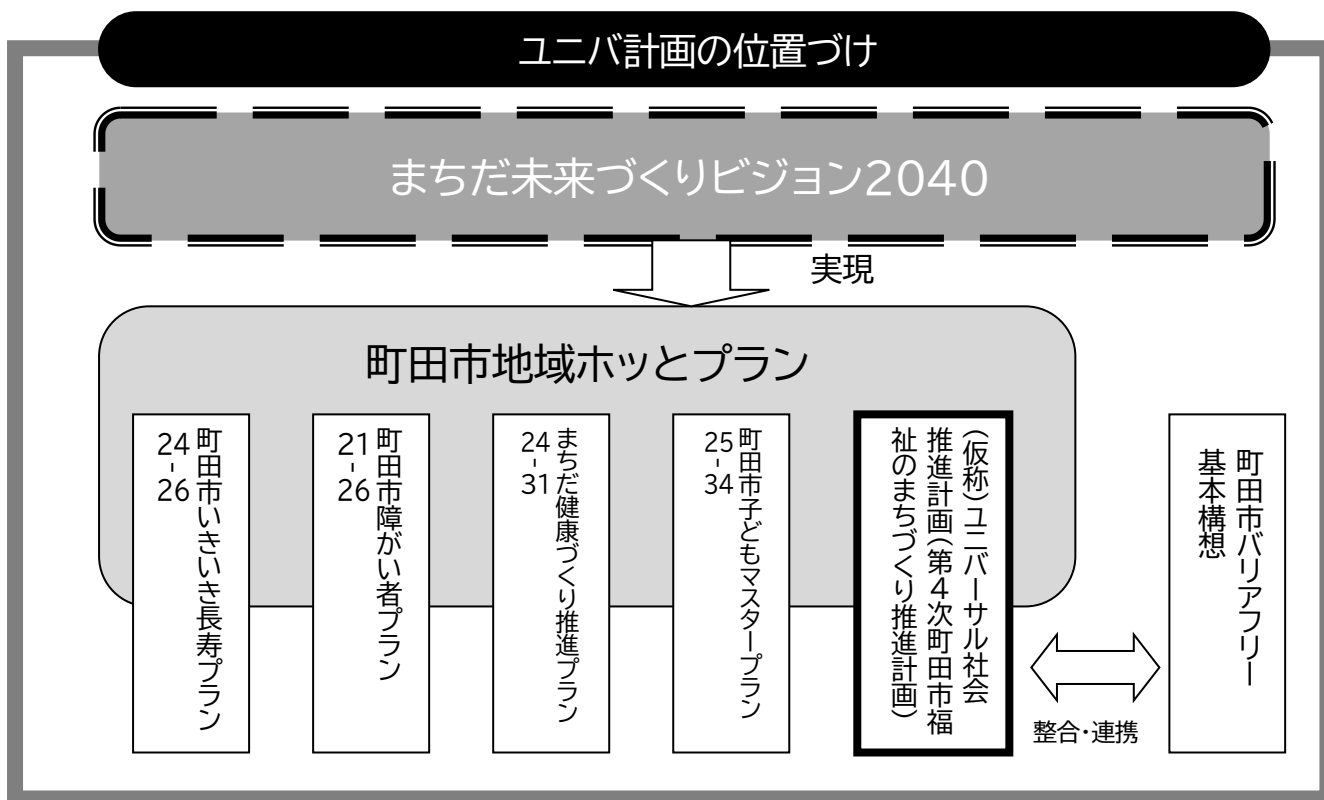
一方で、高齢化の進行や障がい者への合理的配慮の義務化、在住外国人の急増などの社会変化への対応が喫緊の課題となっています。

2026年度のユニバ計画期間終了に伴い、現計画の課題と昨今の社会変化の実情を踏まえ、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、福祉のまちづくりをさらに推進する新たな計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、福祉のまちづくり総合推進条例の規定に基づく、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置づけています。

また、町田市基本構想・基本計画である「まちだ未来づくりビジョン2040」及び福祉分野の上位計画である「町田市地域ホッとプラン」のもと、その他の計画とも施策の連携を図りながら福祉のまちづくりを推進します。



(3) 計画期間

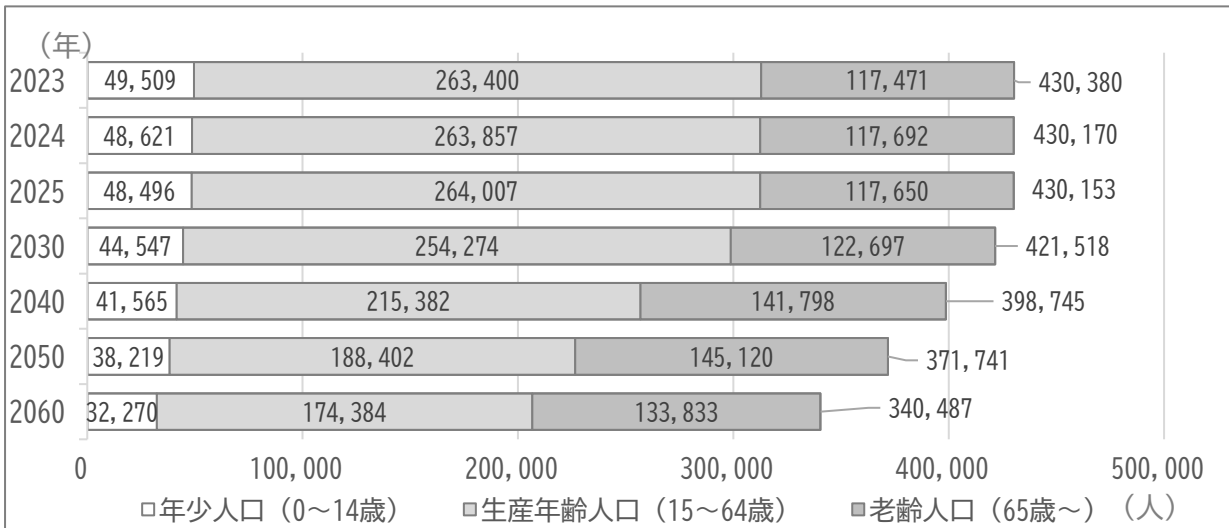
本計画は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の「まちづくり基本目標」及び「町田市地域ホッとプラン」の計画終了と合わせ、2027年度から2031年度までの5年間の計画とします。

計画名	年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度
まちだ未来づくりビジョン2040		2040年りたい未来(2022-2039)【基本構想】					
		まちづくり基本目標(2022-2031)【基本計画】					
町田市地域ホッとプラン		2022年度～2031年度(2026年度中間見直し)					
本計画	第3次ユニバ計画	第4次ユニバ計画					

2 福祉のまちづくりを取り巻く現状と課題

(1) 社会的背景

【年齢別人口】

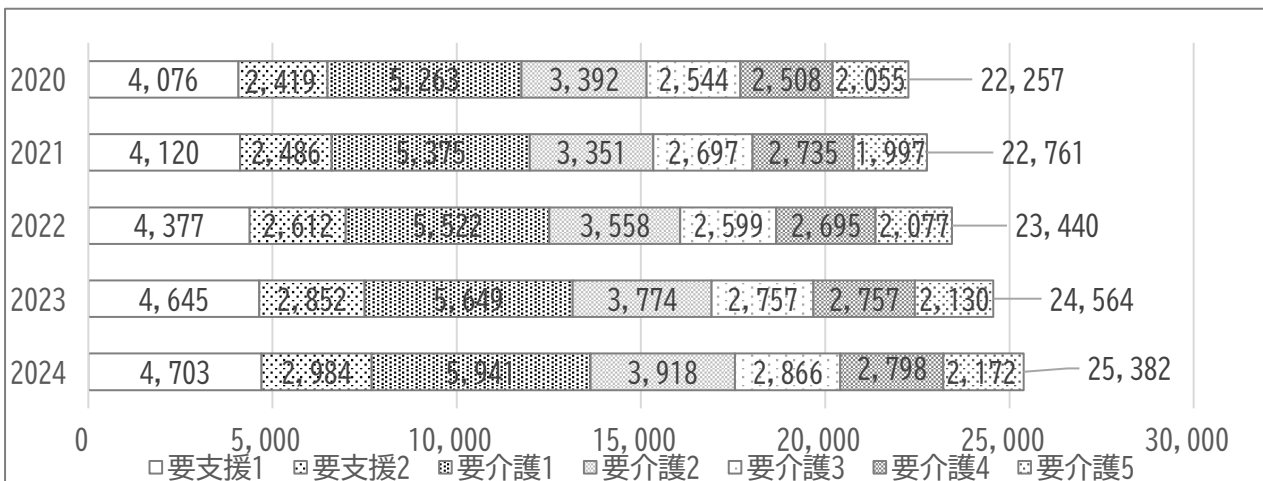


出典：町田市住民基本台帳(4月1日現在)

推計は「町田市将来人口推計報告書(2021年10月)」

町田市の現在の人口は43万人であり、高齢者は全体の27%にあたる約12万人です。今後の推計において、人口は減少する一方で、更に高齢化が進み、2040年には人口の約35%を占めます。

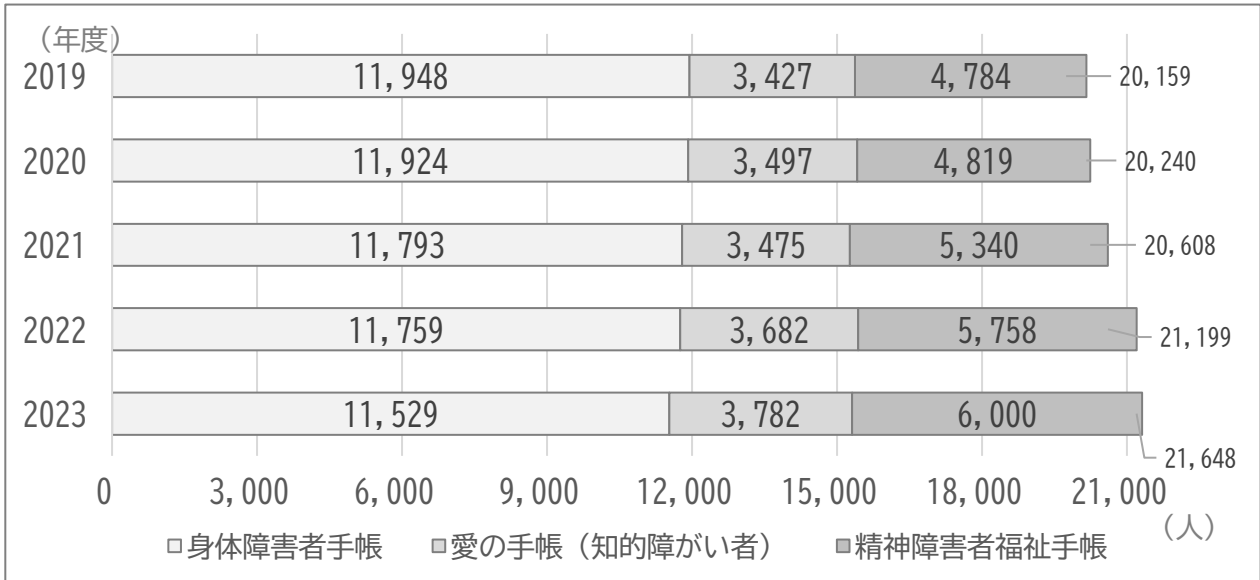
【要支援・要介護認定数】



出典：町田市統計書(各年度末現在)

市内の要介護・要支援認定者数は年々増加しており、今後も人口推移と比例して更に増加すると見込まれています。

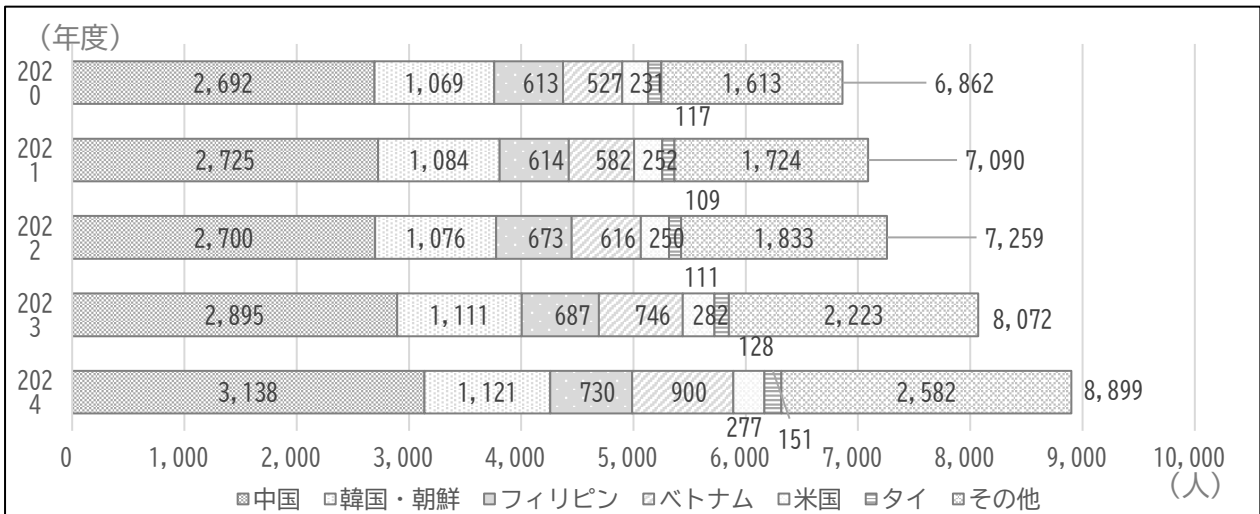
【障害者手帳所持者数】



出典：障がい福祉課（各年度末現在）

障害者手帳所持者数は微増傾向にあり、大半は身体障害者手帳の所持者である一方で、年々精神障害者手帳の所持者数も増加傾向にあります。

【外国人数】



出典：町田市統計書（各年1月1日現在）

中長期滞在や永住者など、住民登録のある外国人は、近年で増加傾向にあり、全人口の2%ほどの割合です。国籍別では、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムとアジア圏の方が過半数を占めています。

(2)国や都の動向

【国の動向】

- ユニバーサルデザイン2020行動計画

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため、2017年(平成29年)2月の「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。

- ユニバーサル社会実現推進法

全ての人々が障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会(ユニバーサル社会)の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、2018年(平成30年)12月に制定されました。

地方公共団体に対しては、ユニバーサル社会の実現に向けた施策を推進する責務や、障がい者、高齢者等の意見反映に関する努力義務が規定されました。

- 改正バリアフリー法

2020年(令和2年)6月に施行され、施設や経路のハード整備のみならず、心のバリアフリーなどのソフト対策も含めたバリアフリー化を促進するため、バリアフリー基本構想における特定事業にバリアフリー教育を推進する「教育啓発特定事業」が規定されました。

また、国・地方公共団体・国民・施設設置管理者の責務として、車両の優先席、車椅子用駐車施設、障がい者用トイレ等の適正な利用の推進が追加されました。

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的に、2022年(令和4年)5月に制定されました。

地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、実施する責務が規定されています。

- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を醸成し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とし、2023年(令和5年)6月23日に公布、施行されました。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項が定められています。

- 「高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準」の改正

2025年(令和7年)5月に改正され、車椅子利用者用便所の複数化、車椅子利用者用客席の数の規定及びサイトライン確保について大幅な拡充、車椅子利用者用駐車施設の数の規定及び後部スペースの確保について示されました。また、別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」についても定められました。

- 移動等円滑化の促進に関する基本方針(第4次目標)

バリアフリー法に基づき、バリアフリー化を総合的かつ計画的に推進するため、各種施設等のバリアフリー化の整備目標などを盛り込んだ基本方針の第4次目標が2025年(令和7年)6月に制定されました。2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)までの5年間で、鉄軌道や建築物等のバリアフリー化を進めるほか、「当事者の参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる自治体の割合を約60%」とする目標を新設し、「「障害の社会モデル」の理解度を約60%、障がいのある人へ支援をしようとする人の割合及び多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合を原則約100%」とする旨が規定されました。

- 手話に関する施策の推進に関する法律

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段として、手話に関する施策を総合的に推進するため、2025年(令和7年)6月25日に公布、施行されました。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組む旨が規定されています。

【都の動向】

- 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例(通称:東京都障害者差別解消条例)

障害を理由とする差別をなくし、共生社会の実現に寄与することを目的とし、2018年(平成30年)10月1日に施行されました。

全ての都民が相互理解を進め、障害、障害者及び「障害の社会モデル」に関する理解を深めることを基本として推進することとなっています。また、都民及び事業者は、障害、障害者及び障害の社会モデルについて自ら積極的に関心と理解を深めるとともに、都が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める必要があります。

- 東京都手話言語条例

手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とする者の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、2022年(令和4年)9月1日に施行されました。

- 東京都福祉のまちづくり推進計画(令和6年度～令和10年度)の策定

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、2024年(令和6年)3月に同計画を策定し、以下の5つの視点に立って、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

- ① 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- ② 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- ③ 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- ④ 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- ⑤ 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

(3)市における福祉のまちづくりの主な取組

1974年	町田市の建築物等に関する福祉環境整備要綱 制定 「車いすで歩けるまちづくり」を目指し、全国に先駆けて道路、建築物の基準を示し、都市環境の整備を促進しました。
1993年	町田市福祉のまちづくり総合推進条例 制定 道路の段差解消をはじめとする高齢者、障がい者等に配慮した市内の建築物や道路等、施設のバリアフリー化の推進について規定しました。
2002年	心のバリアフリーハンドブック 作成
2006年	情報バリアフリーハンドブック 作成
2010年	町田市福祉のまちづくり総合推進条例 改正 高齢者や障がい者をはじめとする全ての人が、安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現を図るため、心のバリアフリーやユニバーサルデザインの理念に基づく改正を行いました。
2011年	町田市バリアフリー基本構想 全体方針 策定
2012年	第1次町田市福祉のまちづくり推進計画 策定
2017年	第2次町田市福祉のまちづくり推進計画 策定
2022年	まちだユニバーサル社会推進計画(第3次町田市福祉のまちづくり推進計画) 策定
2025年	心のバリアフリーハンドブック・情報バリアフリーハンドブック 改定

(4)ユニバ計画の推進事業における主な取組成果と課題

ユニバ計画の推進事業に当たっては、多様な人々の参加やニーズに基づき、市と市民（団体）、事業者、関係機関等、地域のあらゆる主体と連携して目標に向けた取組を進めています。

毎年度、①意見聴取（障がい者等の市民（当事者）の意見を聞き、事業を実施したか）、②共同（市民や事業者と協働して事業を実施したか）、③庁内連携（関係する課や関連する事業と連携しながら事業を実施したか）、④広報・PR（広報やホームページ等により市民に事業の実施状況や必要な情報を公表・周知したか）の4点について、各事業の担当者が主体的に事業の改善と質の向上を展開するために「自己評価」を行っています。

自己評価の結果を推進協議会へ毎年度報告し、そこで出た意見を各課へフィードバックすることによって、次の取組に生かしていく「スパイラルアップ」（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、反映（Action））を繰り返し、継続的に事業改善を行います。

○2023-2024年度の自己評価結果

進捗状況の凡例：◎順調 ○概ね順調 △改善が必要

	2023年度			2024年度		
	◎	○	△	◎	○	△
推進分野1 施設等整備のユニバーサルデザインの推進(11事業/17課)	7	10	0	5	11	1
推進分野2 心と情報のユニバーサルデザインの推進(12事業/15課)	9	6	0	8	7	0
推進分野3 災害対策のユニバーサルデザインの推進(7事業/16課)	7	9	0	7	9	0

《推進分野1 施設等整備のユニバーサルデザインの推進》

主な取組	1【重点事業】 バリアフリー基本構想の進行管理 成瀬駅周辺地区の基本構想改定にあたっては、ソフト対策強化のため、体系の見直しを行い、新たに教育啓発特定事業やソフト対策事業の位置づけを行いました。
	2【重点事業】 福祉のまちづくり総合推進条例・認定証制度の普及啓発 町田市福祉のまちづくり総合推進条例に基づく「障がい者用駐車区画」や「車椅子利用者対応トイレ」についての適正利用について市ホームページで周知・啓発を行いました。
問題点・課題	7 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる公園の整備 野津田公園の遊具広場については、インクルーシブの要素を取り入れた基本設計とするため、関係団体との調整や、必要に応じてワークショップなどを行う必要があります。
	8 公共トイレ計画の推進 より多くの方に、公共トイレ協力店等を知っていただくよう、情報提供の方法を検討する必要があります。
まとめ	・整備に当たっては、 障がい当事者等の意見を反映させるための機会を設ける 必要があります。 ・障がいの有無にかかわらず 誰にでも情報が届く周知啓発方法 を行う必要があります。

《推進分野2 心と情報のユニバーサルデザインの推進》

主な取組	12【重点事業】心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの普及啓発 X(旧 Twitter)での啓発(投稿数:36件、総閲覧数:48,116件)や事業者と協力して心のバリアフリーに関するイベント(参加者数:14名)を実施しました。
	18【重点事業】情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 町田市ホームページを更改し、子どもや高齢者、障がい者、外国人などにとっても見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しました。
問題点・課題	14 福祉教育の実施 福祉体験学習を担うボランティアが不足しています。担い手の高齢化が進み、新しい担い手の確保が難しいです。
	15 生涯学習におけるユニバーサルデザインの啓発 「まちだの福祉講座」は、2024年度に事業の目的である受講者に学習成果の還元を意識してもらえるよう講座内容を見直したにもかかわらず、講座申込者が減少傾向にあります。なぜ、申込者が減少したのかを分析し、講座内容を見直す必要があります。
まとめ	・「障害の社会モデル」や「合理的配慮」をより浸透させていくために、 継続的な講座や学びの機会を設ける 必要があります。 ・講座や学習機会を設けるために、 指導者のなり手の育成支援 が求められます。

《推進分野3 災害対策のユニバーサルデザインの推進》

主な取組	24【重点事業】避難施設のユニバーサルデザイン整備 防災に関する情報をまとめた「町田市防災WEBポータル」及び「町田防災カレッジ」にて様々な情報発信を実施しました。障がい者、高齢者、乳幼児等の要配慮者における災害時の生活環境改善のため、エアーマット用のポンプを配備することに加え、乳幼児用の液体ミルク及び哺乳瓶を整備しました。 また、個食需要を鑑み、炊き出し食と個食の割合の見直しを行い、個食数を増やすため、数年かけて段階的な整備に努めています。
	26 二次避難施設(福祉避難所)の確保 いきいき総務課や障がい福祉課で協定を締結している二次避難施設だけでは、要配慮者の避難先として不十分です。一般の避難所の環境整備や直接避難できる福祉避難所の指定など、他の防災の施策との連携が必要であると考えます。
問題点・課題	29 防災情報のユニバーサルデザイン整備 視覚障がい者は生命を守る情報が取得しづらいため、避難施設の確認等、災害時に必要な情報を取得しやすい環境を整備する必要があります。
	・災害時、誰もが安心・安全に避難ができるよう 関係機関との連携体制を整備 する必要があります。 ・ 当事者意見を反映 しながら、最適な環境整備を行う必要があります。 ・引き続き、 災害時の生活環境改善 に取り組む必要があります。 ・障がい者をはじめとする全ての人が 災害時に必要な情報を取得できる環境を整備 する必要があります。
まとめ	

以上から、①「障がい当事者等の意見反映」、②「誰にでも情報が届く周知啓発方法」、③「継続的な講座や学びの機会」、④「指導者のなり手の育成支援」、⑤「関係機関との連携体制整備」、⑥「災害時の生活環境改善」、⑦「災害時に必要な情報を取得できる環境を整備」が現計画における全体的な課題として挙げられます。

(5)福祉のまちづくりに関する市民アンケート結果を踏まえた課題

① まちの中のバリアフリーについて

《道路》	
結果	道路で問題や不便を感じている箇所については、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「歩道がない・狭い」の割合が最も高く、それぞれ 45.4%と 63.0%となっています。次いで「歩道が凸凹している」が 42.1%と 28.5%となっています。
課題	・「歩道がない・狭い」、「歩道が凸凹している」などの割合は、経年比較では 62.2～72.7%の間で増減を繰り返しており、 整備効果が実感できていない状況 です。 ・同様に、「歩道を走る自転車がなくて危険」の割合も 37.0～48.7%の間で増減を繰り返しており、 交通ルールや交通マナーの交通安全情報の発信や交通安全学習など継続して取り組む必要があります。

《公共施設》	
結果	公共施設で問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者では「休憩スペースがない」が 29.9%で最も多く、次いで「障がい者用駐車区画が少ない」が 20.3%となっています。 子育て中の親では「ベビーケアルーム(授乳スペース)やキッズコーナーがない」が 38.5%で最も多く、次いで「思いやり駐車区画がない・少ない」が 17.9%、「自転車置き場が狭い・少ない」が 16.7%となっています。
課題	・問題点として回答数の多かった「休憩スペースがない」については高齢者・障がい者で、「ベビーケアルーム(授乳スペース)やキッズコーナーがない」については子育て中の親で増加傾向にあります。 ・推進事業としてこれまで取り組んできた「 バリアフリー、ユニバーサルデザインによる市の建築物の整備 」として取り組んでいく必要があると考えられます。

《窓口》	
結果	市役所の窓口対応や手続をする際に、問題や不便を感じる事として、高齢者・障がい者では「記入方法や内容がわからないとき、すぐに聞けるスタッフがいらない」が 39.9%で最も割合が高く、次いで「手続き用紙や書類の文字が小さい」が 35.0%となっています。 子育て中の親では「オンライン上で手続きが完了しない」が 54.0%で最も高く、次いで「記入方法や内容がわからないとき、すぐに聞けるスタッフがいらない」が 33.3%となっています。また、「待合いのいすが少ない、足りない」は高齢者・障がい者、子育ての親それぞれ 15.0%と 14.3%となっています。
課題	・「記入方法や内容がわからないとき、すぐに聞けるスタッフがいらない」及び「手続き用紙や書類の文字が小さい」については、 誰でも分かりやすい情報提供方法 について工夫をする必要があります。 ・「オンライン上で手続きが完了しない」については、 デジタルを活用した情報提供方法 について引き続き検討をする必要があります。

《公園》	
結果	<p>公共施設で問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「休憩所・ベンチがない・少ない」と回答している割合が最も高く、それぞれ 56.1%と 44.0%となっています。</p> <p>子育て中の親では「インクルーシブ遊具が少ない」と回答している割合が 27.5%となっており、障がいの有無に関わらず、あらゆる子どもたちが一緒に遊べる環境の整備に取り組んでいく必要があると考えられます。</p>
課題	<p>誰もが快適に公園を利用できるよう、設備や遊具の設置について<u>市民等の意見を聞きながら整備する</u>必要があります。</p>

《路線バス》	
結果	<p>路線バスを利用する際に問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者では「バス停留所がある歩道が狭い」が 39.9%で最も割合が高く、次いで「バス停留所に案内がない・わかりにくい」が 22.4%となっています。子育て中の親では「ベビーカーの乗降対応がスムーズでない」が 60.7%で最も高く、次いで「バス停留所がある歩道が狭い」が 41.7%となっています。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道については《道路》に準じた対応が求められます。 ・「ベビーカーの乗降対応がスムーズでない」については、<u>バス添乗員へのバリアフリー教育を推進する</u>必要があります。

《電車》	
結果	<p>電車を利用する際に問題や不便を感じている点について、高齢者・障がい者では「ベンチがない・少ない」が 48.0%で最も割合が高く、次いで「エスカレーターがない」が 19.3%となっています。子育て中の親では「エレベーターがない」が 29.5%で最も高く、次いで「ベンチがない・少ない」が 23.1%となっています。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の周辺整備については、町田市バリアフリー基本構想に基づいた事業を推進し、引き続き改善を行う必要があります。 ・バリアフリー基本構想については、<u>市内10地区の進行管理を引き続き行い、内容の検討</u>を随時行っていく必要があります。

② 心のバリアフリーについて

《取り組み》	
結果	<p>「心のバリアフリー」を進めるために重要な市の取り組みとして、高齢者・障がい者では「障がい者・高齢者等へのサポートを実現するため、役立つ具体的な情報(介助方法)を提供すること」が 40.3%と最も割合が高く、次いで「市民の理解や関心が高まるよう、広報・啓発活動を行う」が 37.6%となっています。</p> <p>子育て中の親では「学校教育等でのバリアフリー教育の機会を増やすこと」が 64.8%と割合が高くなっています。</p>
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「障がい者・高齢者等へのサポートを実現するため、役立つ具体的な情報(介助方法)を提供すること」及び「市民の理解や関心が高まるよう、広報・啓発活動を行う」については、<u>市民向けの講座や学習機会を設ける</u>ことが重要です。 ・「学校教育等でのバリアフリー教育の機会を増やすこと」については、引き続き<u>教育機関との連携した教育機会の提供</u>を行う必要があります。

《声かけ》	
結果	<p>まちの中で困っている人を見かけた場合、高齢者・障がい者では「特に声をかけない」が 26.4%で最も多く、次いで「積極的に声をかけないが、頼まれれば手助けをする」が 24.3%となっています。特に声をかけない理由として、「手伝うことが困難だから」が 55.8%となっています。</p> <p>子育て中の親では「たまに声をかけて手助けをする」が 52.1%で最も多く、次いで「積極的に声をかけて手助けをする」が 23.6%となっています。</p>
課題	<p>国は、「バリアフリー法に基づく基本方針」において、「高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができていない人の割合」の目標値を「原則として約100%」としており、同様に声かけ・手助けができる人が増えるよう<u>心のバリアフリー教育の機会を増やす</u>必要があります。</p>

③ 情報提供の方法について

《広報まちだ》	
結果	<p>広報まちだで問題や不便を感じている箇所について、高齢者・障がい者では「文字が小さい」が 32.1%で最も多く、次いで「情報量が多い(必要な情報が見つげにくい、どこにあるかわからない)」が 25.5%となっています。</p> <p>子育て中の親は「情報量が多い(必要な情報が見つげにくい、どこにあるかわからない)」が 33.3%となっています。</p>
課題	<p><u>誰もが分かりやすく、読みやすい情報提供方法</u>について検討する必要があります。</p>

《広報まちだを除く市から届く手紙や通知等》	
結果	<p>高齢者・障がい者では「書いてある内容がわかりづらい、難しい、理解しにくい」が 42.9%で最も多く、次いで「文字が小さい」が 31.1%となっています。</p> <p>子育て中の親では「情報量が多い(必要な情報が見つげにくい、どこにあるかわからない)」と「書いてある内容がわかりづらい、難しい、理解しにくい」それぞれが 40.0%となっています。</p>
課題	<p>町田市職員の誰もが分かりやすく、読みやすい情報提供方法について意識しながら文書等を作成できるよう、<u>市内での情報バリアフリー教育</u>を引き続き行っていく必要があります。</p>

《市のホームページ》	
結果	<p>高齢者・障がい者では「知りたい情報が探しにくい・たどり着きにくい」が 65.9%で最も多く、次いで「言葉(用語)がわかりにくい」が 32.9%となっています。</p> <p>子育て中の親では「知りたい情報が探しにくい・たどり着きにくい」が 60.0%となっています。</p>
課題	<p>広報まちだと同様に、<u>誰もが分かりやすく、読みやすい情報提供方法</u>について検討する必要があります。</p>

④ 外出時の情報取得について

結果	「場所・目的地までの経路(地図)」「交通手段(乗り換えルート、バリアフリールート、経路など)」「所要時間」について、高齢者・障がい者では 50%以上の方が、子育て中の親では 79%以上の方が「調べる」と回答しています。 情報を入手する手段として、高齢者・障がい者では「家族や知人等から」が 40.3%と最も多く、子育て中の親では「目的地のホームページ・SNS」が 90.9%と最も多くなっています。
課題	情報入手方法として、デジタルを活用した情報収集が増加しています。デジタルを活用した情報提供方法について検討し、高齢者・障がい者を含め、 誰もが情報を入手しやすいよう使い方についても周知 を行う必要があります。

⑤ 災害時・緊急時について

結果	災害時に不安なことについて、高齢者・障がい者、子育て中の親ともに「避難場所での生活(トイレ等)」が最も割合が高くなっており、それぞれ 65.7%と 80.4%となっています。次いで「水・食事」で、それぞれ 51.0%と 68.2%となっています。
課題	「避難場所での生活(トイレ等)」について、誰もが安全・安心して避難場所での生活ができるよう、 避難場所のバリアフリー整備や情報提供方法の整備 を行っていく必要があります。

以上から、①「施設や道路等のバリアフリー整備」(町田市バリアフリー基本構想における市内10地区の進行管理、避難場所のバリアフリー整備)、②「バリアフリー教育の推進」(交通ルールや交通マナーの交通安全情報の発信や交通安全学習、バス添乗員へのバリアフリー教育、市民向けの講座や学びの機会、教育機関との連携した教育機会の提供、庁内での情報バリアフリー教育)、③「誰でも分かりやすい情報提供方法」(デジタルを活用した情報提供、誰もが情報を入手しやすいよう使い方の周知、避難場所のバリアフリー整備)、④「市民等の意見を踏まえた施設整備」が市民アンケートにおける主な課題として挙げられます。

3 課題を踏まえた計画策定の方向性

「2 福祉のまちづくりを取り巻く現状と課題」を踏まえ、挙げられた課題をまとめると、以下の6つであると考えられます。

【課題1】

市民が安心・安全に暮らすための建築物や道路等の更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備

これまでも町田市バリアフリー基本構想において、市内10地区を中心に面的・連続的なバリアフリー整備に取り組んできましたが、市民アンケートでは、依然として道路の整備や子育て世代においてはベビーケアルームの整備などに問題や不便を感じているという結果が出ています。

また、ユニバ計画の自己評価においても、建築物だけでなく道路や公園においても利用者にとって使いやすい施設整備を課題としています。

そのため、高齢者や障がい者、子育て世帯等、全ての人が安心・快適に町田市で暮らし、生活できるよう、多様化するニーズに対応したハード面における更なるバリアフリー・ユニバーサルデザイン整備が必要です。

【課題2】

市民や事業者への心のバリアフリー・情報バリアフリーの学びの機会創出

心のバリアフリーの認知度は少しずつ上昇していますが、依然として用語と意味を理解している市民が半数もないことから、普及が進んでいない実態があります。

市民アンケートから、「心のバリアフリー」を推進するためには「障がい者・高齢者等へのサポートに役立つ具体的な情報を提供すること」や「学校教育等でのバリアフリー教育の機会を増やすこと」と、全世代に向けた学びの機会が求められています。

一方で、ユニバ計画の自己評価では、「まちだの福祉講座」等学びの手法について見直し、学びたいと思うような内容を検討することが課題となっています。

これらから、「心のバリアフリー」及び、「情報バリアフリー」を理解し、周りの人を支えられるよう、あらゆる世代に講座や研修等において学びたいと思える機会を創出する必要があります。

【課題3】

誰にでも分かりやすい内容、平等に得られる情報発信方法の検討

市民アンケートにおいては、市が発信する広報誌及び通知について、依然として「字が小さい」や「内容が理解しにくい」という声が一定数あります。

こうしたことを踏まえ、ユニバ計画では、市のホームページへのUDフォントの採用や通知・冊子へのUni-Voiceの導入など、すでに情報のバリアフリーの取組を開始しています。今後もこうした取組を市役所のみならず民間事業者を含め、様々な媒体に広めていくことが求められています。また、DXの取組が進む中で、誰もがデジタル機器等を活用できるような支援が求められています。

あらゆる人が平等に十分な情報を得られるよう、そして、情報を発信する全ての人々が、ユニバーサルデザインに配慮した発信を行えるよう推進する必要があります。

【課題4】

災害時に誰もが安心して避難できるバリアフリー環境整備

市民アンケートでは「避難場所での生活（トイレなど）」に不安を感じる市民の割合が高く、引き続き誰もが安心して避難できる環境や必要な情報を取得できる環境の整備が求められています。

また、ユニバ計画の自己評価においても、新たな二次避難施設の確保や、一次避難所においても視覚障がい者など情報を得にくい方への災害時の必要な情報を取得できる環境の整備等を課題としています。

そのため、誰もが災害情報を得られる環境の整備や、避難行動要支援者の個別避難計画の作成、二次避難施設の確保等、全ての人々が安全・安心して避難できるような環境整備に取り組む必要があります。

【課題5】

市民団体や事業者等と行政が協働するバリアフリー啓発の推進

ユニバ計画の自己評価において、特に心のバリアフリーの啓発については、普及が進んでいない実態があります。より組織的に社会全体の課題としてバリアフリーに取り組んでいくためには、団体や事業者など多様な主体と連携・協働しながら普及啓発活動に取り組んでいくことが大切です。

そのため、市民団体や民間事業者と協働し、イベントや講座等の実施する側も参加する側も自分ごととして捉えられるような推進事業の普及啓発に取り組む必要があります。

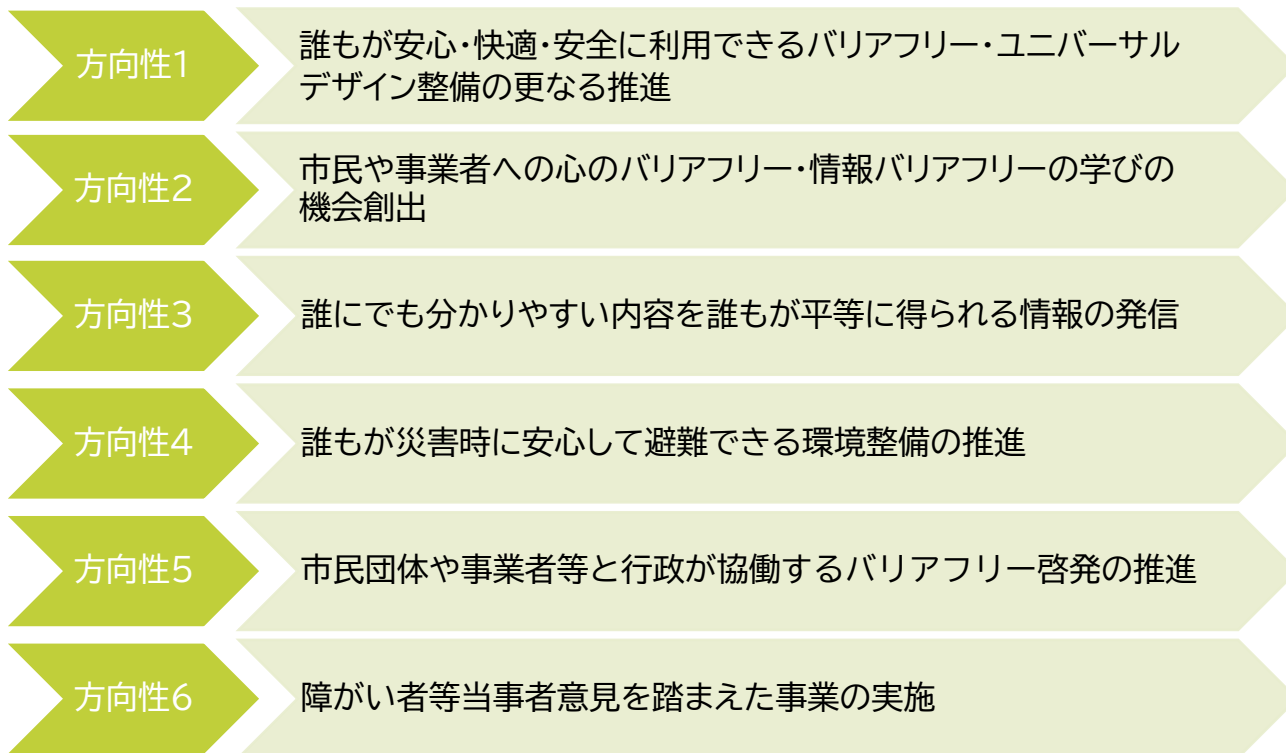
【課題6】

推進事業を行うに当たっての当事者意見聴取

福祉のまちづくりの推進事業をよりよくしていくためには、障がい者や高齢者、子どもなど幅広く当事者の声を聞きながら事業を進めることが大切です。

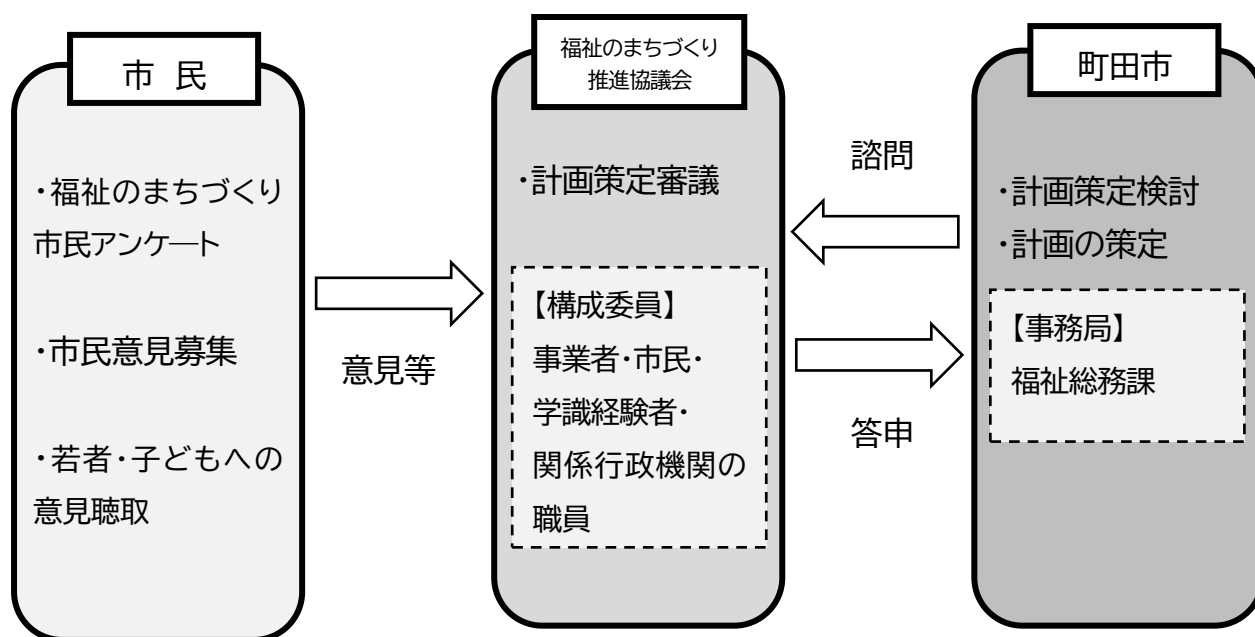
全ての人々が安心・快適に町田市で暮らし、生活できるまちづくりを目指す「福祉のまちづくり」において、障がい者等当事者をはじめとする市民の意見を聞き取り、事業に反映できるよう、当事者意見が聴取できる場をより一層広げる必要があります。

以上を踏まえ、次ページに6つの方向性を示し、この方向性に基づいて、総合的かつ計画的な取組について今後検討を行っていきます。

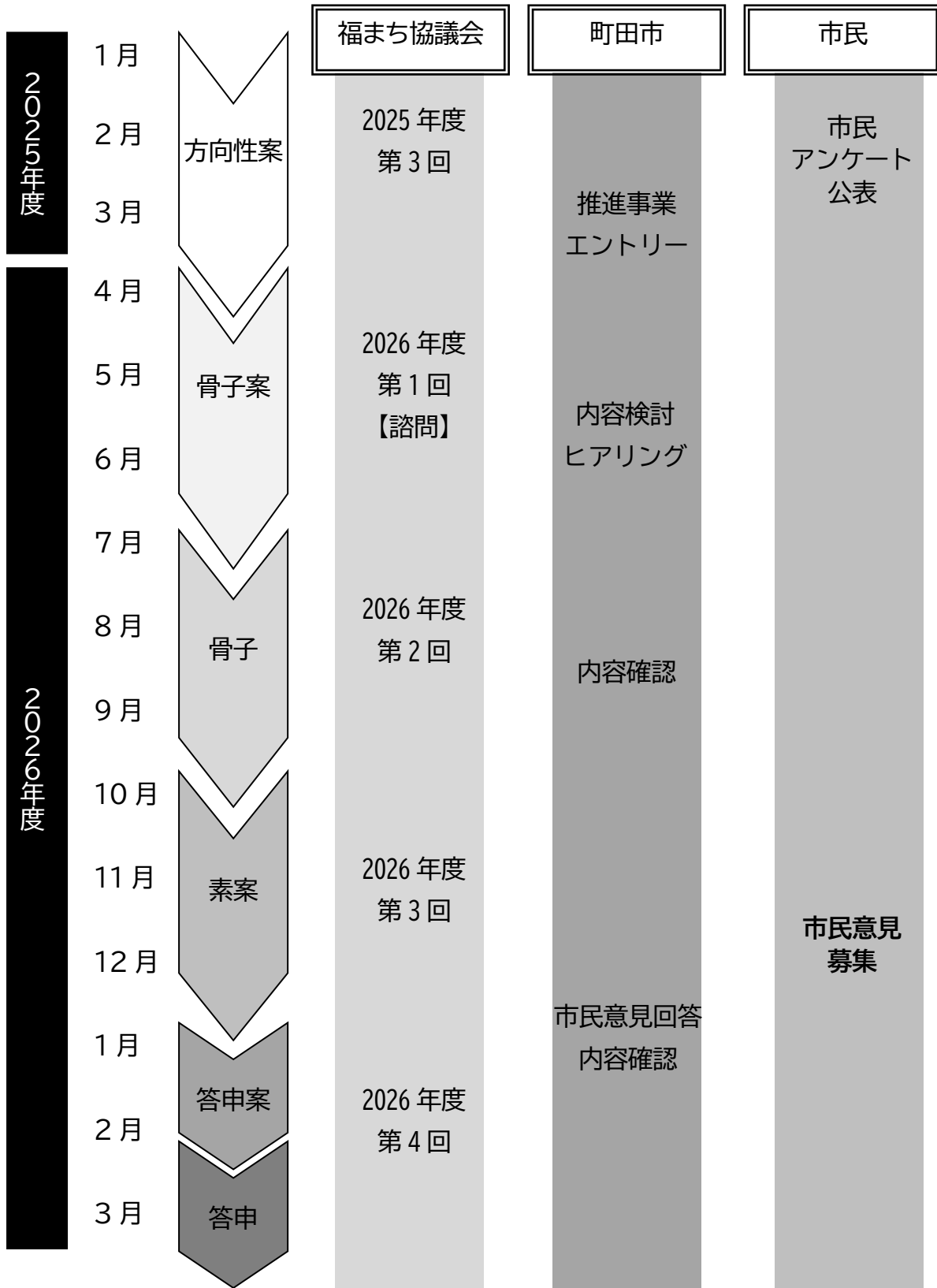


4 計画策定の体制

以下の体制で、計画の策定を行います。



5 策定スケジュール



2027年度（仮称）まちだユニバーサル社会推進計画
（第4次町田市福祉のまちづくり推進計画）実施